「下請中小企業取引機会創出事業関連保証」に係る保証事務取扱い一部改正　新旧対照表

改　正　後	改　正　前
４８　「受託中小企業取引機会創出事業関連保証」に係る保証事務取扱い	４８　「下請中小企業取引機会創出事業関連保証」に係る保証事務取扱い
受託中小企業振興法（昭和４５年法律第１４５号、以下「法」という。）第２０条に規定する受託中小企業取引機会創出事業関連保証に係る保証事務は、本保証事務取扱いによることとする。	下請中小企業振興法（昭和４５年法律第１４５号、以下「法」という。）第２０条に規定する下請中小企業取引機会創出事業関連保証に係る保証事務は、本保証事務取扱いによることとする。
１　名称 「受託中小企業取引機会創出事業関連保証」という。	１　名称 「下請中小企業取引機会創出事業関連保証」という。
２　保証対象者 法第１５条の規定に基づき経済産業大臣の認定（変更の認定があったときは、変更後のものを含む。）を受けた受託中小企業取引機会創出事業（注：１）を行う者であって、中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条第１項に規定する中小企業者としての資格を備えるもの。	２　保証対象者 法第１５条の規定に基づき経済産業大臣の認定（変更の認定があったときは、変更後のものを含む。）を受けた下請中小企業取引機会創出事業（注：１）を行う者であって、中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条第１項に規定する中小企業者としての資格を備えるもの。
３　対象資金 受託中小企業取引機会創出事業を行うために必要な資金	３　対象資金 下請中小企業取引機会創出事業を行うために必要な資金
４　【現行のとおり】	４　【略】
５　保証申込 （１）申込の方法 本保証の申込に際しては、信用保証委託申込書、認定（更新・変更）申請書及び認定通知書の写し、認定変更届出書の写し（認定申請書の内容に変更があった場合）、受託中小企業取引機会創出事業に関する計画書の写しを添付し、申し込むものとする。 （２）保証依頼 信用保証依頼書の保証制度名欄に「受託中小企業取引機会創出事業関連保証」と表示の上、金融機関を経由して申し込むものとする。 （３）【現行のとおり】	５　保証申込 （１）申込の方法 本保証の申込に際しては、信用保証委託申込書、認定（更新・変更）申請書及び認定通知書の写し、認定変更届出書の写し（認定申請書の内容に変更があった場合）、下請中小企業取引機会創出事業に関する計画書の写しを添付し、申し込むものとする。 （２）保証依頼 信用保証依頼書の保証制度名欄に「下請中小企業取引機会創出事業関連保証」と表示の上、金融機関を経由して申し込むものとする。 （３）【略】
６～８【現行のとおり】	６～８【略】
附　則 この保証事務取扱いは、令和８年１月１日から施行する。	

【参考】

（注：1）受託中小企業取引機会創出事業

① 法人又は個人から法第２条第１項各号のいずれかに掲げる行為（注：２）の委託を受け、かつ、当該行為の全部又は一部をあらかじめ定めた方法により決定した中小企業者に再委託すること。

②～③【現行のとおり】

（注：２）法第２条第１項各号のいずれかに掲げる行為

① 委託事業者（注：３）が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造又は委託事業者が業として使用し若しくは消費する物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造

② 委託事業者が業として行う販売又は業として請け負う製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造（①に掲げるものを除く。）又は修理

③ 委託事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又は委託事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部（②に掲げるものを除く。）

④ 委託事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物（注：４）の作成の行為の全部若しくは一部又は委託事業者が業として使用する情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部

⑤ 委託事業者が業として行う提供の目的たる役務を構成する行為の全部又は一部

⑥ 委託事業者が業として行う販売、行として請け負う製造若しくは行として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部

（注：３）委託事業者

法人にあっては資本金の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し（注：２）に掲げるいずれかの行為を委託することを業として行うもの。個人にあっては常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し（注：２）に掲げるいずれかの行為を委託することを業として行うもの。

（注：４）【現行のとおり】

【参考】

（注：1）下請中小企業取引機会創出事業

① 法人又は個人から法第２条第２項各号のいずれかに掲げる行為（注：２）の委託を受け、かつ、当該行為の全部又は一部をあらかじめ定めた方法により決定した中小企業者に再委託すること。

②～③【略】

（注：２）法第２条第２項各号のいずれかに掲げる行為

① 親事業者（注：３）が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造又は親事業者が業として使用し若しくは消費する物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造

② 親事業者が業として行う販売又は業として請け負う製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造（①に掲げるものを除く。）又は修理

③ 親事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又は親事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部（②に掲げるものを除く。）

④ 親事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物（注：４）の作成の行為の全部若しくは一部又は親事業者が業として使用する情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部

⑤ 委託事業者が業として行う提供の目的たる役務を構成する行為の全部又は一部

【新　設】

（注：３）親事業者

法人にあっては資本金の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい個人たる中小企業者に対し（注：２）に掲げるいずれかの行為を委託することを業として行うもの。個人にあっては常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し（注：２）に掲げるいずれかの行為を委託することを業として行うもの。

（注：４）【略】

４８　「受託中小企業取引機会創出事業関連保証」に係る保証事務取扱い

受託中小企業振興法（昭和４５年法律第１４５号、以下「法」という。）第２０条に規定する受託中小企業取引機会創出事業関連保証に係る保証事務は、本保証事務取扱いによることとする。

１　名称

「受託中小企業取引機会創出事業関連保証」という。

２　保証対象者

法第１５条の規定に基づき経済産業大臣の認定（変更の認定があったときは、変更後のものを含む。）を受けた受託中小企業取引機会創出事業（注：１）を行う者であって、中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条第１項に規定する中小企業者としての資格を備えるもの。

３　対象資金

受託中小企業取引機会創出事業を行うために必要な資金

４　保証条件

（１）資金使途

運転資金及び設備資金とする。

（２）保証限度額

２億８，０００万円

普通保証	２億円以内（組合等４億円以内）
無担保保証	８，０００万円以内
特別小口保証	２，０００万円以内
新事業開拓保証	３億円以内（組合等６億円以内）

中小企業者が組合等の場合は、１０億８，０００万円以内

（注：新事業開拓保証については、新事業開拓保証の一般分及びその他の特例分を含む。）

（３）保証期間

原則として１０年以内（据置期間１年以内を含む。）とする。

（４）連帯保証人及び担保

連帯保証人　原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要とする。

担　　保　必要に応じて求める。

（５）信用保証料

①信用保証料率

イ　無担保保険及び普通保険に係る保証の基準料率（責任共有保証料率）

年０．７２％

適用料率は、上記基準料率に、事業者の定性要因を加味した料率とする。

なお、会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合は、０．１％を割り引いた料率を適用する。

※責任共有保証料率とは、保証委託の対価として計算される保証料を、貸付金額に対する率で表示したもの。

ロ　特別小口保険に係る保証の基準料率　年０．６２％

適用料率は、上記基準料率に、中小企業者の定性要因を加味した料率とする。

なお、会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合は、０．１％を割り引いた料率を適用する。

ハ　新事業開拓保険に係る保証の基準料率（責任共有保証料率）　年１．１４％

適用料率は、上記基準料率に、事業者の定性要因を加味した料率とする。

なお、担保の提供がある事業者については、０．１％、会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合は、０．１％を割り引いた料率を適用する。

ニ　新事業開拓保険に係る保証であって、担保（連帯保証人の保証を除く。）を提供させない保証で、他の新事業開拓保険（特例分を含む。）に係る担保（連帯保証人の保証を除く。）を提供させない保証との合計金額が５千万円以下のものの基準料率（責任共有保証料率）年０．８５％

適用料率は、上記基準料率に、中小企業者の定性要因を加味した料率とする。

なお、会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類の提出を受けた場合は、０．１％を割り引いた料率を適用する。

②徴収方法

別に定める信用保証協会の信用保証料徴収規定等による。

（６）保証形式

手形貸付又は証書貸付の個別保証とする。

（７）返済方法

一括返済又は分割返済とする。

（８）貸付利率

金融機関所定利率とする。

５　保証申込

（１）申込の方法

本保証の申込に際しては、信用保証委託申込書、認定（更新・変更）申請書及び認定

通知書の写し、認定変更届出書の写し（認定申請書の内容に変更があった場合）、受託中小企業取引機会創出事業に関する計画書の写しを添付し、申し込むものとする。

（2）保証依頼

信用保証依頼書の保証制度名欄に「受託中小企業取引機会創出事業関連保証」と表示の上、金融機関を経由して申し込むものとする。

（3）事業法による許認可確認

事業経営上、許認可等が必要とされている場合には許認可等を保証申込人名義により原則として取得していること、又は許認可等の取得が確実である見通しがあることとする。

6　取扱金融機関

約定書締結金融機関とする。

7　保証制度による取扱

保証制度として保証取扱いする場合の保証条件、取扱金融機関、貸付利率等は、その保証制度要綱・要領の定めによるものとする。

8　調査・審査

一般保証の調査・審査に準じて取扱うこととするが、認定（更新・変更）申請書及び認定通知書の写しを確認し取扱うこととする。

附　　則

この保証事務取扱いは、令和３年９月１日に施行し、令和３年８月２日から適用する。

附　　則

この保証事務取扱いは、令和８年１月１日から施行する。

【参考】

（注：1）受託中小企業取引機会創出事業

① 法人又は個人から法第2条第1項各号のいずれかに掲げる行為（注：2）の委託を受け、かつ、当該行為の全部又は一部をあらかじめ定めた方法により決定した中小企業者に再委託すること。

② ①の委託を受けた行為についての再委託に係る工程管理又は品質管理を行うこと。

③ ①の事業において再委託をする見込みのある相当数の中小企業者に対し、取引の機会の創出のために必要な助言及び情報の提供を行うこと。

（注：2）法第2条第1項各号のいずれかに掲げる行為

① 委託事業者（注：3）が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造又は親事業者が業として使用し若しくは消費する物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造

② 委託事業者が業として行う販売又は業として請け負う製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造（①に掲げるものを除く。）又は修理

③ 委託事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又は委託事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部（②に掲げるものを除く。）

④ 委託事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物（注：4）の作成の行為の全部若しくは一部又は委託事業者が業として使用する情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部

⑤ 委託事業者が業として行う提供の目的たる役務を構成する行為の全部又は一部

⑥ 委託事業者が業として行う販売、行として請け負う製造若しくは行として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部

（注：3）委託事業者

法人にあっては資本金の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し（注：2）に掲

げるいずれかの行為を委託することを業として行うもの。個人にあっては常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し（注：2）に掲げるいずれかの行為を委託することを業として行うもの。

（注：4）情報成果物

① プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）

② 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの

③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

④ ①から③までに掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの